

2017年9月15日

## 2017年版統合版 FDI ポリシーとその日本語訳

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インドへの外国直接投資(Foreign Direct Investment)に関するガイドラインである Consolidated FDI Policy(統合版 FDI ポリシー)の 2017 年版が、インド政府商工省(Ministry of Commerce and Industry)の産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion)から、2017 年 8 月 28 日付で発行され、同日付で施行されました。

統合版 FDI ポリシーは、インドへの外国直接投資に関する諸通達を、インド政府がとりまとめた書面であり、これを読めば現状どのような直接投資がインドにおいて認められているかが一覧できるという、インドへの直接投資にとって最も重要な文献の1つです。

本ニュースレターでは、2017 年版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳をお届けするとともに、2016 年版からの主な変更点(日系企業にも関連しうるもの)について解説します。

### 1. 2017 年版統合版 FDI ポリシーの日本語訳

2017 年版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳を、下記弊所のウェブサイトのインド法務の法律情報のページに掲載いたしました。

全文日本語訳: [http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11\\_pdf/India\\_20170915\\_1.pdf](http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20170915_1.pdf)

※英語原文は、下記インド政府商工省産業政策促進局のウェブサイトにてご参照いただけます。

[http://dipp.nic.in/sites/default/files/CFPC\\_2017\\_FINAL\\_RELEASED\\_28.8.17.pdf](http://dipp.nic.in/sites/default/files/CFPC_2017_FINAL_RELEASED_28.8.17.pdf)

ポータルサイト: <http://www.amt-law.com/bulletins11.html>

## 2. 2016年版からの主な変更点(日系企業にも関連しうるもの)

### (1) インド外国投資促進委員会(FIPB)の廃止に伴う各種規定の削除、変更、加筆(第4章等)

2017年5月24日の閣議決定により、これまでインドに対する外国直接投資のうち、政府の事前承認が必要とされる投資(いわゆる政府ルートによる投資)の審査を担っていた機関である外国投資促進委員会(Foreign Investment Promotion Board(FIPB))が廃止されることが決定されました。同日以降は、このような政府の事前承認が必要とされる投資の審査は、FDI Policyを所管する産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion (DIPP))と協議の上、当該産業分野を管轄する官庁が行うこととされています。

これに伴い、2017年版の統合版 FDI ポリシーでは、過去の統合版 FDI ポリシーにあった FIPB に関する記載は、全て削除または変更されています(たとえば、FIPB の定義に関する規定は削除されています)。

### (2) 有限責任組合(LLP)と会社間の組織変更に関する規定の追加(3.2.4条)

自動ルートによる100%の外国直接投資(FDI)が認められており、外国直接投資(FDI)に関する実績条件が存在しない分野/活動において事業を営む場合における、外国投資を受けている有限責任組合(LLP)から会社への組織変更、また会社から有限責任組合(LLP)への組織変更が、自動ルートにより認められる旨の規定が追加されました。

### (3) スタートアップ企業に関する規定の追加(3.2.6条)

インドにおけるベンチャー支援の目的で、スタートアップ企業(startup company)についての特例が設けられました。

スタートアップ企業は、インド外国為替管理法(FEMA)の施行規則に従い、外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI)に対して株式、株式連動証券または債務証券を発行することができるとされています。また、スタートアップ企業は、一定の条件の下、インド非居住者(person resident outside India)に対してコンバーチブル・ノート(convertible note)を発行することができるとされています。

コンバーチブル・ノートとは、スタートアップ企業が発行する、払い戻しまたは5年以内に資本に転換可能な証券をいいます。

### (4) 個別の事業分野に適用される外国直接投資規制の変更(5章全般)

#### ・5.2.5.1 項(製造業)

小売業に関する外国投資規制にかかわらず、インド国内で製造および/または生産された食料品に係る小売業(電子商取引による場合を含む)については、政府承認ルートにより100%まで外国直接投資が認められることとなりました。

#### ・5.2.6 項(防衛産業)

防衛産業への外国直接投資が、100%まで認められることとなりました。従前の上限は49%でした。

49%以下は自動ルート、49%超は一定の要件を満たす場合にのみ政府ルートにより認められます。

#### ・5.2.7.1 項(放送キャリッジサービス)

放送キャリッジサービス事業への外国直接投資が、原則として 100%まで自動ルートで認められることとなりました。

従前は、49%以下は自動ルート、49%超は政府ルートとされていました。

#### ・5.2.9 項(民間航空)

既存の空港プロジェクトへの外国直接投資が、100%まで自動ルートで認められることとなりました。従前は、74%以下は自動ルート、74%超は政府ルートとされていました。

また、定期航空輸送サービス事業／国内定期旅客航空事業、及び地方航空輸送サービス事業への外国直接投資が、100%まで認められるようになりました。従前は、非居住インド人による投資の場合を除き、49%が投資上限とされていました。なお、49%以下は自動ルート、49%超は政府ルートにより認められます(ただし、非居住インド人による投資の場合、100%まで自動ルートとなります)。

#### ・5.2.13 項(民間セキュリティ会社)

民間セキュリティ会社への外国直接投資が、74%まで認められることとなりました。従前の上限は 49%でした。

49%以下は自動ルート、49%超 74%以下は政府ルートにより認められます。

#### ・5.2.15.3 項(単独ブランド製品小売業)

「最新」かつ「最先端」の技術を有し、かつ、現地調達が不可能な商品に係る単独ブランド小売業を営む事業体については、事業の開始(すなわち1号店のオープン)から最大3年間は、51%以上の外国直接投資がなされる場合の小規模企業等からの調達の努力義務に関する調達基準が適用されないこととされました。

#### ・5.2.26 項(その他の金融業務)

従前の、ノンバンク金融会社(Non-banking Financial Company)に関する規定が大幅に変更され、投資条件が、関連規制当局／政府機関の条件を参照する形に変更されました。

また、規制当局による規制を受けない金融事業については、100%まで政府ルートによる承認が必要であることが明確化されました。

#### ・5.2.27 項(製薬業)

既存の製薬会社への外国直接投資のうち、74%以下は自動ルート、74%超は政府ルートにより認められることとなりました。従前は、投資のパーセンテージを問わず、政府ルートとされていました。

ただし、既存の製薬会社に外国直接投資を行う場合、生産水準や研究開発費に関する一定の要件を満たさなければならぬとされました。

なお、上記の各規制の変更は、2016年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2016年6月7日以降、2017年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2017年8月28日までに、個別通達において定められた改正内容を確認的に統合したものを含みますが、2017年版の統合版 FDI ポリシーによって新しく改正されたものも含まれます。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 琴浦 諒([ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com))  
弁護士 大河内 亮([ryo.okochi@amt-law.com](mailto:ryo.okochi@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[india-newsletter@amt-law.com](mailto:india-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins11.html>にてご覧いただけます。